

県有地活用促進調査業務委託  
「公募型プロポーザル方式」公告企画提案募集要項

次のとおり、公募により法人等から企画提案を募集し、その内容を審査して、最良の提案をした者を選定し、随意契約の相手方の候補者とする手続き（以下「公募型プロポーザル方式」という。）を実施します。

山梨県知事 長崎 幸太郎

令和2年11月26日

1 業務の目的

昭和30年代以降、恩賜県有財産（以下「県有地」という。）を観光や地域産業、文化振興等、県民福祉の向上を目的として、研修施設や学校寮等の土地として貸付を行ってきたが、社会経済情勢の変化により返還された県有地がある一方で、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う生活様式の変化を受け、サテライトオフィス設置やワーケーション等の場として、新たな需要が期待されている。

このため、企業等の新たな活動の場としての土地利用ニーズを把握し、豊かな自然環境を有する県有地の有効活用を促進するための基礎資料を得ることを目的に本調査を実施する。

2 業務の内容

(1) 委託名称

県有地活用促進調査業務委託

(2) 委託内容

別紙「県有地活用促進調査業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）による。

(3) 予算上限額

金7,637,300円（消費税及び地方消費税を含む）

但し、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

(4) 契約期間

契約締結の日から令和3年3月25日まで

3 企画提案に係る日程

- |                        |                    |
|------------------------|--------------------|
| (1) 募集開始               | 令和2年11月26日（木）      |
| (2) 企画提案応募資格確認申請書等提出期限 | 令和2年12月4日（金）午後5時   |
| (3) 質問票提出期限            | 令和2年12月4日（金）午後5時   |
| (4) 企画提案書提出期限          | 令和2年12月11日（金）午後5時  |
| (5) 書類審査               | 令和2年12月17日（木）実施予定  |
| (6) 最終審査結果通知           | 令和2年12月18日（金）頃発送予定 |

#### 4 企画提案の参加資格

企画提案への参加を希望する者は、企画提案応募資格確認申請書（様式1）を1部提出し、提案参加資格の確認を受けなければならない。

##### (1) 提案参加資格

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき民事再生手続開始の申し立てがなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は法人にあってはその役員が暴力団員でないこと。
- エ 公告の日以降に、「山梨県建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領（平成23年4月1日）」や「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領（平成10年4月1日）」に基づく指名停止を受けている日が含まれる者でないこと。

##### (2) 提出期限

提出期限は、「3 企画提案に係る日程」に記載のとおり。

提出は、平日の午前9時から午後5時までとする。

平日とは、山梨県の休日を定める条例（平成元年3月27日条例第6号）に定める県の休日を除く日とする。（以下同じ。）

##### (3) 提出場所

県有林課 土地管理担当

・所在地 〒400-8501 甲府市丸の内一丁目6番1号 山梨県庁本館8階

・電話 055-223-1655（直通）

##### (4) 提出方法

持参または郵便により、期限までに必着のこと。

#### 5 企画提案に係るスケジュール

##### (1) 質問の受付

ア 質問方法及び送付先

本企画提案及び仕様書に対し質問がある場合には、質問票（様式3）に記載の上、電子メールにて次のアドレスに送信すること。

県有林課 土地管理担当

・メールアドレス [kenyurin@pref.yamanashi.lg.jp](mailto:kenyurin@pref.yamanashi.lg.jp)

イ 受付期間

令和2年11月26日（木）から12月4日（金）午後5時までとする。

ウ 質問に対する回答

質問に対する回答は、企画提案応募資格確認申請者すべてに対し、原則電子メールで行う。

電話や口頭での質問には応じない。また、本企画提案に関係ない質問や本企画提案に公平性を保てないと判断した場合は回答しないことがある。

## (2) 書類審査

企画提案書類は1参加者につき1件のみとし、次により提出すること。

### ア 提出書類

- ① 企画提案書（様式なし）・・・ 8部
  - A4版両面印刷、縦型、横書き、左綴じ（A3版折込可）、20P以内
  - 日本語表記で11ポイント以上
  - 以下の事項を具体的に記載すること
    - ・類似業務の実績
    - ・業務実施体制
    - ・業務スケジュール
    - ・業務実施方針
    - ・基礎情報調査の方法
    - ・土地価格等水準調査の算定方法
    - ・物件調書の構成内容
    - ・東京圏の企業ニーズ傾向の把握方法
    - ・企業等のヒアリング調査の実施方法（企業等選定方法、ヒアリング内容等）
    - ・県有地の最適な活用方法の提案及び課題整理の方法
    - ・最適な活用を進めていくための手法の提案
- ② 見積書・・・1部
  - ・様式は任意とし、税抜価格、消費税、積算内訳を記載すること。
  - ・見積額は予算上限額の範囲内とすること。
- ③ 法人の概要書・・・8部
  - ・様式は任意とし、役員名簿、会社概要、財務状況等を示すもの。
  - 会社概要等の紹介パンフレット等がある場合は添付すること。

### イ 提出期限

提出期限は、「3 企画提案に係る日程」に記載のとおり。

### ウ 提出場所

県有林課 土地管理担当

- ・所在地 〒400-8501 甲府市丸の内一丁目6番1号 山梨県庁本館8階
- ・電話 055-223-1655（直通）

### エ 提出方法

持参または郵便により、期限までに必着のこと。

### オ 結果の通知

令和2年12月18日（金）頃に企画提案書類の提出があった者全員に選考結果を  
書面及びメールにて通知する。

## 6 審査について

### (1) 選考方法

審査は企画提案書類による書面審査とし、審査基準に基づき総合的に判断し、第1位の者を候補者とする。

なお、審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

### (2) 企画提案の無効

次のいずれかに該当する場合、企画提案は無効とする。

ア 本募集要項に定める手続き等に合致しない場合

イ 提案に関する談合、提出書類の虚偽記載、その他の不正行為があった場合

## 7 契約

### (1) 契約の方法

第1位の候補者と協議を行い、随意契約により契約を締結する。ただし、第1位の候補者と協議が整わない場合は、次点の者と協議する。

### (2) 契約保証金

契約保証金は、免除する。

### (3) その他

企画提案の内容について、委託契約締結後、金額の範囲内で変更する場合がある。

## 8 契約書

別添契約書（案）のとおり

## 9 その他

(1) 企画提案に要する費用の一切は、参加者の負担とする。

(2) 契約を締結するまでの間、「4 企画提案の参加資格」を満たさない事態が発生した場合は、契約を締結しないことがある。なお、手続きの停止又は契約を解除した場合でも、当該業務に要した費用については、一切補償しないものとする。

(3) 提出された書類は返却しない。

(4) 参加表明後に企画提案書類の提出を辞退する場合は、「企画提案辞退届（様式4）」によるものとし、企画提案書類の提出期限までに提出すること。なお、企画提案の辞退は自由であり、今後、当該辞退による不利益な取り扱いはしない。

## 10 問い合わせ先

県有林課 土地管理担当

・所在地 〒400-8501 甲府市丸の内一丁目6番1号 山梨県庁本館8階

・電話 055-223-1655（直通）

・メールアドレス kenyorin@pref.yamanashi.lg.jp